

# 北東アジア文化研究

第20号

2004年10月

## 論 説

竹島（独島）問題の問題点	内藤正中……1
鳥取県における内水面漁業免許の新たな展開	浜田章作……21
中国における農村組織の変遷と再組織化の動き	銭 剛……41
韓国絵本「誰もわからないさ 僕が誰かは」 に関する一考察—韓国伝統芸能タルチュム と子どもの心の動きを中心に—	齊木恭子……53

## 翻 訳

デミドワ N. F. 「フョードル・バイコフ使 節の中国訪問 1654~1658年」	薛 末子……67
---	----------

鳥 取 短 期 大 学  
北東アジア文化総合研究所

## 竹島（独島）問題の問題点

内 藤 正 中

(鳥取短期大学非常勤講師・元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

A Discussion of the Takeshima Island (Ullung-do) Problem

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争(territory dispute)、竹島=独島(Takeshima island=Ullung-do)、日朝関係史(history of Japan-Korea relations)

### 1 固有領土論の登場

竹島（独島）問題とは、日韓両国間で対立したままで現在に至っている50余年にわたる領土紛争である。両国ともにそれが自国の固有領土であると主張して譲らない。

日本政府が主張する固有領土論のルーツになると思われるものは、外務省條約局にあって韓国との竹島（独島）論争に深くかかわっていた川上健三の著書である。1966年（昭和41）に刊行された『竹島の歴史地理学的研究』であり、竹島問題についての研究では、古典的な位置をもつ労作といってよい。当面して、竹島（独島）問題の問題点を明らかにしようとする時、注目すべきは、川上の著書の「あとがき」であり、そのなか核心にせまる重要な問題がかくされているのではないかと思うところである。

「あとがき」には、「竹島研究の基本的態度」というサブタイトルがつけられている。著作刊行の目的は、「この島の歴史地理的事実をあくまでも学問的に究明することを意図したもの」と述べるのである。しかしその一方で、「日本

固有の領土と認められるべきものは割譲の対象とはしない」とする方針を、「連合国の大義と良識」によって実現して、竹島問題を解決してゆきたいとする強い願望を表明するのであった。そしてそのことが、竹島問題に対する日本政府の基本方針として、その当時には主張されていたのである。重要な文言であると思われる所以、以下にかかげておく。

「……戦後の日本領土の帰すうについても、それが再びあらたな紛争の要因となることのないよう、連合国の大義と良識とを期待したいしだいである。

このような見地から、ポツダム宣言およびカイロ宣言をみると、「暴力的貪欲ニ依リ日本國ガ略取シタ」新附の領土は返還せしめるが、日本の固有の領土と認められるべきものは、割譲の対象とはしないということであって、その方針として、極東における秩序の安定を目指としていることが理解される。ただその具体的適用としての平和条約の領土条項では、必ずしもその方針が明確に貫かれているとはいはず、平和条約が発効して十年以上も経った今日、なお完全に解決をみていない地域がある。……竹島もまたそのような未解決の地域の一つで、……」（川上前掲書、p. 295）

いうところの1943年のカイロ宣言では、日本の植民地の返還と、「日本が暴力および貪欲によって略取した他の一切の地域から駆逐される」とあった。つづく1945年のポツダム宣言では、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク、又日本國ノ主權ハ、本州、北海道、九州、四国、及ビ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と定めていた。

このことから川上は、「この方針に基づき、連合国によって決定された結果が、上述の対日平和条約の領土条項として具体的に示されたわけである」と述べ、竹島はカイロ宣言が定めているような暴力的略取によるものではなく、日本の固有領土である以上、返還の対象にはならないとする。ただしその可否は、連合国とりわけアメリカがどのように判断するかにあるわけで、それだけにアメリカに対して働きかけもしたし、それなりの期待をかけていた。しかし対日平和条約では、「極東における秩序の安定を目指」とする方針であるにも

かかわらず、領土条項においては「必ずしもその方針が明確に貫ぬかれているとはいはず」といわなければならない結末であり、したがって竹島は「未解決の地域の一つ」になってしまったのである。そこで川上は、「連合国の大義と良識に期待」しつつ、日本政府の主張を実現して、竹島問題を解決したいと述べるのであった。

すなわち、1952年の対日平和条約では、竹島問題は解決しなかったといわなければならないのである。しかし川上は、後述するように、対日平和条約で竹島は日本領土になったとするコメントも記している。

川上や日本政府の前に立ちはだかったのは、1946年（昭和21）1月29日付連合国総司令部によるSCAPIN第677号の「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」である。そこでは、日本政府の権力行使が停止された特定地域として、朝鮮関係では、鬱陵島、済州島と並んで、リヤンクール岩（竹島）が含まれていた。ただし第8項には、「ポツダム宣言第8条で述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の方針を示すものと解釈されてはならない」との定めがあった。

次いで1946年6月22日には、SCAPIN第1033号で「日本の漁業及び捕鯨業に許可された区域に関する覚書」が発せられ、「日本の船舶及びその乗員は竹島から12哩以内には近づいてはならない。またこの島では一切接触をもってはならない」と定めた。いわゆるマッカーサーラインの設定で、竹島は日本之外に置かれたのである。

そして1952年（昭和27）4月28日に対日平和条約は発効する。「行政権停止の総司令部指令も必然的にその効力を失なった」と、川上は述べているが（川上前掲書、p. 251）、それはSCAPIN 677で定められていた竹島に対する日本政府の行政権停止が解除され、固有領土として日本に帰属することになるという認識にもとづくコメントである。しかし前述マッカーサーラインについては、同年の4月25日付で廃止の覚書が出されていることからすれば、平和条約の発効で、SCAPIN 677などすべての総司令部指令が自動的に無効になるといえるかどうかが残る。

対日平和条約では、その第2条(a)で、「日本国は朝鮮の独立を承認して、済

州島、巨文島、及び麟陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」と記されるが、竹島については何らの言及もなかった。このことから川上は、「平和条約中に竹島の名が見えないということは、同島が日本領土の一部であることを明確にしていると解せられる」と述べるのであった（川上前掲書、p. 252）。

これに対して韓国側は、対日平和条約の領土問題で、SCAPIN 677の規定と矛盾する内容が盛り込まれたとは考えられず、独島（竹島）の領土帰属に実質的変更ではなく、韓国領であるという立場である。そして韓国政府は、平和条約が発効する直前の1月18日に、海洋主権宣言を発表して、独島（竹島）を含む海域に李承晩ラインとして排他的水域を設定した。このことから、竹島（独島）問題は日韓両国間の領土紛争として顕在化する。

ここでの問題は、対日平和条約の領土条項をめぐる解釈の相違である。条約に竹島についての明文規定がないことによる。特に韓国側が問題にしているSCAPIN 677との整合性についてであり、平和条約の条文だけから領有権についての何らかの結論を導き出すのは無理というものであろう。リアンクール岩（竹島）についての明示的な規定は、SCAPIN 677しかないものである。したがって川上も、著書の本文では平和条約に竹島への言及がないことをもって、日本領土であることを示すといっていたが、同書の「あとがき」では未解決地域の一つになったという異なる見解を述べるのである。

しかしこのことについて、平和条約で主権を回復した以上、連合国総司令部による各種指令（覚書）も効力を終止するという立場をとる塙本孝は「関係条文には竹島への言及がない。竹島が本来日本の領土であるとすれば分離されないわれはなく、関係条文に竹島への言及がないことは、SCAPIN 677の規定との対比において、同島が当然に日本に残されたと解するのを相当とする」と述べるのであった（「平和条約と竹島（再論）」—『レファレンス』1999年3月号、p. 34）。塙本は、1983年の時点では「条約中に竹島に関する明文規定がなくそのいずれが正当であるか直接的証拠を欠く状態である」といっていたが（「サンフランシスコ条約と竹島」—『レファレンス』1983年6月号）、その後アメリカ公文書館外交文書のなかに関係史料を見出して上述の見解をもつに至る。塙本

の研究については後述することにしている。

それとともに、基本的な問題は、固有領土であるとする主張についてであり、韓国側の主張はともかくとして、日本側の主張についての問題点を検討する必要に迫られる。アメリカの竹島認識を決定的に変えた1949年（昭和24）11月14日付シーボルト駐日政治顧問の国務長官宛の意見書では、「リアンクール岩（竹島）の再考を勧告する。この島に対する日本領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局を想定するかもしれない」とある。そこでは日本側の固有領土であるとする主張が十二分に反映されているし、極東における安全保障も配慮されていた。改めて日本政府が主張する竹島固有領土論についての検証が必要とされる所以である。

## 2 松島についての認知

現在の竹島について、日本の史料に初めて出てくるのは「松島」という名稱である。それは、1667年（寛文7）に松江藩士の斎藤豊仙がまとめた『隠州観聽合紀』のなかに記してある。そこでは、隠岐国の西北、日本海上の島として、麟陵島の竹島とともに、松島について次のように述べている。すなわち、

「隠州在北海中故云隠岐島……戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島、此二島無人之地、見高麗如自雲州望隠岐、然則日本之乾地以此州爲限矣」

これは、寛文7年秋8月に松江藩の命で幕府からの預り地である隠岐国を巡見した斎藤豊仙が、自らが聴取し見分したことなどをまとめた報告書の冒頭に記した文言である。隠岐島から西北の方向に1泊2日かけて航海すれば松島があり、さらに1日ゆけば竹島があるというもので、両島ともに無人島である。そして竹島から朝鮮国を見るのは、ちょうど出雲国から隠岐国を眺望するようなもので、日本の西北の境界は隠岐に属する竹島である、というものである。

隠岐の人たちは、伯耆の米子町人が幕府の特別許可を得て、毎年竹島渡海と稱して麟陵島に通漁していたことを知っていた。隠岐の人たちのなかには乗組んで渡海事業に参加した者もいたし、島後の福浦港は竹島渡海の風待港になっ

ていた。したがって、竹島渡海についてはもちろん、その途中に望見したり、漁をしたことのある島として松島を知っていたわけで、それが伝聞情報として隠岐国内では広く普及していたものと考えられる。

ところで、この『隱州視聴合紀』の記事に見られる「日本之乾地以此州爲限矣」の文言は、日韓双方の学者の間で、その解釈をめぐって対立したままで現在に至っている重要な争点になっている。日本側では、「此州」を鬱陵島の竹島とみている者が多いのに対して、韓国側では隠岐国とする者がほとんどである。このことは、竹島・松島の領有権にかかわってくるので、きびしい論争となるのである。なお、1994年12月に日韓両国の論点を整理した国立国会図書館塙本孝による「竹島領有権問題の経緯」(『調査と情報』第244号) のなかでは、何故かこの問題を欠落している。

韓国側の学者の読み方を問題にする者もいるが、そんなことはたいしたことではない。決定的なことは、1696年(元禄9)の幕府による竹島渡海禁止令以前の1667年に出された史料であるということである。当時は、毎年のように米子町人が渡海していたので、竹島は当然のことのように日本領土と見られており、日本の西北の境界は竹島(鬱陵島)となる。

関連して、1823年(文政6)に隠岐の大西教保が著わした『隠岐古記集』でも同じ趣旨の記述がある。同書は『隱州視聴合紀』を底本にして増補したものといわれている——「此島より朝鮮を望めば、隱州より雲州を見るより猶遠くして、今は朝鮮人来りて住すと云ふ」。1667年の「此州」がここでは「此島」となっており、朝鮮人が在住しているといっている以上は、此島は明らかに鬱陵島(竹島)としなければならない。

ただし、竹島・松島ともに住民が住んでいない無人島であるということから、新しく発見して幕府に申出てきた米子町人に渡海を特別に許可したものである。それが朱印状ではなく奉書の形式をとったのも、外国への航海ではないということであるが、日本領内の離島であるのなら、そうした特別許可是いらないはずである。竹島への渡海免許が初回の1度だけであったというのも、日本国内並みとみなされたためと考えることもできる。

しかしながら、大谷家古文書のなかには、竹島(鬱陵島)だけでなく松島(現

竹島)についても、「拝領」したとか「支配御預ケ」という言葉が使われているのを見ることができる。毎年のような渡海事業が恒例となり、「竹島御用」と稱する竹島特産物の幕府要人への献上、そして「將軍御目見え」の繰り返しなどを通じて、2代目3代目の当主の時代になると、先祖の尽力で無人島を幕府から「拝領」して、排他的に「支配御預ケ」になったものと思い込むに至ったものと考えられるのである。封建社会にあっては、町人に無人島であれ土地を分与するということは、本来ありえないことである。大谷家古文書によって松島渡海免許なるものを立証しようとした川上健三も、免許交付の時期が史料によって異なっていることもあって、詳細については後に考証するといわざるをえなかつた(川上前掲書、p.66)。

ともあれ、竹島への渡海基地になっていた隠岐でも、竹島そして松島が、鳥取藩に属する離島であると思い込むようになる。松江藩預ケ地である隠岐国に、鳥取藩内米子湊の船が竹島渡海のために出入するための便宜供与を依頼するため、鳥取藩は渡海手形を発行していたことから、竹島渡海は松江藩の隠岐を経由する鳥取藩内での往復とみられていたといえる。

### 3 松島は因幡伯耆附屬にては無御座候

無人島であると思い込んでいた竹島(鬱陵島)で、初めて朝鮮人に出会うのは1692年(元禄5)である。この年は53人が来ていたが、日本側は21人の少数であったので争うことはしないで、朝鮮人が作っていた串鮑のほか、笠、網頭巾、こうじ味噌を持ち帰って藩庁に届出した。江戸の藩邸から幕府に対処方法を照会してみたところ、すでに朝鮮人が退去しているとすれば、「何の構もこれなく」という回答であった。

翌1693年、40人の朝鮮人が来ていた。そのなかの2人を捕えて米子に連行した。安龍福と朴於屯の両名で、米子で2か月にわたる取調べの後、幕府の指示で長崎奉行所に送られ、対馬藩により帰国させた。ついでに幕府は、対馬藩に命じて竹島は日本領であるから朝鮮人は出漁しないよう禁止措置をとることを朝鮮国に要請させた。

この時対馬藩が朝鮮王朝に宛てた文書には「本国竹島」と記して、日本領土

の島であるという認識を示していた。また対馬藩の『朝鮮通交大紀』にも、1693年に朝鮮人が「我因幡州竹島に來り」と、竹島が鳥取藩に所属するということを表明している。

これに対する朝鮮側は、「倭人所謂竹島、即我国鬱陵島」と、一島二名であるといつて朝鮮領であることを主張した。「竹島一件」といわれている日朝間の外交交渉は、釜山の倭館を舞台に3年間つづけられた。そして1696年（元禄9）1月28日に、幕府が老中4名の連署でもって、「向後竹島へ渡航之儀制禁可申付旨被仰出之候間」と、鳥取藩主に竹島渡海禁止令を達したのである。

この達は、たしかに竹島への渡海を禁止しただけである。このことから、幕府は竹島の領有権を放棄したものではないという説もあるが、3年間にわたる日韓外交交渉が、竹島の領有権をめぐるものであった以上、こうした説は無意味である。竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを幕府も認めることによって、竹島一件は結着したのである。

その場合、松島（現竹島）はどうであったかが残る。しかし、もともと松島については、竹島に附属する島という理解で特段の取扱いはしてこなかった。そうである以上、松島について言及する必要もなかったのである。竹島渡海が禁止されてしまうと、松島へだけ渡海する者はいなかつた。さらに幕府の決定に重大な影響を与えたと思われる鳥取藩の1695年（元禄8）12月25日付の文書がある。これは、前日の24日に幕府老中阿部豊後守からの質問に対する鳥取藩の回答書である。

幕府から鳥取藩への質問は7か条で、その第1に「因州伯州え付候竹島はいつの此より両国の附属候哉、先祖領地被下候以前よりの儀候哉」とあり、幕府としては、竹島が因幡伯耆を支配する池田藩に所属する島と考えていたことがわかる。したがって、いつから因伯の領地になったかと問い合わせるのである。これに対する鳥取藩の回答は、「竹島は因幡伯耆附属にては無御座候」であった。

さらに第7項には、「竹島の外両国え附属の島有之候哉、並是又漁採に両国の者參候哉」との質問がある。これに対する鳥取藩の回答では、「竹島松島其外両国之附属の島無御座候事」と、竹島とともに松島についても、因伯両国に

附属するものでないことを明言した。

その結果、幕府は竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを認めて、日本人の竹島渡海を禁止することになるのであるが、ここでの決定について30年後の1724年（享保9）に鳥取藩がまとめた「竹島渡海禁止並渡海沿革」には、次のように記している。

「思ふに、幕府当局も初め竹島の事情を詳悉せず、我出漁者の爲に宗氏をして朝鮮に交渉せしめしも、後竹島は鬱陵島にして、往古朝鮮の属島たり、出漁者又定住するにも非ず、又我藩の支配地たるにも非ざるを知るに及び、むしろ事態を発生せず、無事に問題を落着せしめむとせしもの如し」（『鳥取藩史』第6巻、p. 146）

なお、川上健三も竹島・松島が鳥取藩所属でないとしていることは「けだし当然」といっている。ただしその理由とするところは、竹島渡海事業が官許の公務であり、鳥取藩が直接関係していなかったためであるというが（川上前掲書、p. 84）、これは事実ではない。渡海免許も渡海禁止も幕府から鳥取藩主に出されており、鳥取藩としても毎年の渡海にあたって米や鉄砲の貸付をしていたのであるから、幕府直轄で鳥取藩は関係がなかったから、竹島・松島は因伯附属の島ではないと回答したのは「当然」とするわけにはゆかない。

鳥取藩領と思われていた竹島、そして松島について、鳥取藩としては自らに附属する島ではないといったのである。領主なき土地はないのが封建社会の原則であるから、日本領土ではないといったことになる。下條正男の近著『竹島は日韓どちらのものか』には、このことについての言及がない。

#### 4 松島即子山島此亦我国地

17世紀になって、日本人が竹島への渡海を行うようになるなかで、竹島への航海の途中に島を望見し、あるいは立寄るなどして、これを松島と名づけ、それなりの認識をもつに至る。

これに対して韓国側は、鬱陵島にあった子山国が512年（智證王13）に新羅に服属したという記事が史書に見られるが、独島については何らの記録もない

ままである。鬱陵島とは別の島が東海にあるという情報がもたらされるのは、15世紀なかばの「于山島」からで、「世宗実錄地理志」(1432年)の蔚珍県の条に、「于山・武陵二島は県の正東の海中に在り、二島相去ること遠からず、風が吹いて清明なれば則ち望見すべし」と述べる。しかし朝鮮王朝は、1418年から鬱陵島に対して空島政策を実施する。そのため、鬱陵島に派遣されて観察した官人の報告は少なく限られてしまう。一般の民衆も空島政策で島に渡ることを禁止されていたため、民間情報も無に等しかった。当然のことながら、鬱陵島の東方海上に位置する于山島を実地に検分することはなかったのである。1476年（成宗7）に発見されたという三峯島にしても、報告にある島の形状からすれば鬱陵島の姿に似ている。

ともあれ、鬱陵島とは別な島が東海にはあるということは、15世紀には一般的の常識になっていた。ただ実際に確認していないために、1531年の『新增東國輿地勝覽』記載の「江原道図」のように、鬱陵島と同じ大きさで、その西方に位置する于山島を記したりもした。ただここでは、于山島にても三峯島、可支島にしても、それをもって現在の独島と比定する確証は全くないのである。しかし後述するように、安龍福が鬱陵島とは別の島を于山島と特定した背景には、それなりの情報が流布されていたためとみなければなるまい。

史書に記載されているのは、1696年（元禄9）6月に伯耆国に抗議来藩した安龍福が、帰国後に備辺司に捕えられ、そこで訊問調書のなかで供述した記録で、「朝鮮王朝実錄」卷30、肅宗22年9月戊寅條である。そこでは、「松島即子山島比亦我国地」とある。「子山島」というのは于山島の誤りである。

この文言は、鬱陵島で日本人を見つけ、彼らを追って松島に至り、そこで發した言葉ということになっているが、その年には1月の渡海禁止令のため、日本人は竹島には渡海していないのであるから、安龍福がそういったというのは真実ではない。

しかし鳥取藩の岡島正義の「竹島考」などによると、伯耆国に着岸した時に、船の先頭には「朝鬱両島監稅將臣安同知騎」と記した旗をかかげていたという。「朝鬱両島」は、朝鮮鬱陵島の意味なのか、両島とは鬱陵島と于山島をいうのかは不詳であるが、「竹島考」には「朝鬱両島ハ鬱陵島ト于山島是ナリ」と注

記がしてある。

また安龍福が、「伯耆州」から「両島既属國」と、鬱陵・于山両島が朝鮮国のものであるという書契をとりつけたということも、「朝鮮王朝実錄」にあるが、安龍福は鳥取藩主に会うことができなかつたのであるから、書契などがもらえるはずもない。ただ安龍福が、鳥取藩を通じて関白、すなわち徳川將軍に宛てた許状を提出し、そのなかで言及していた可能性についてまで否定はできないであろう。対馬藩主は東萊府使に「去秋、貴国人呈單ノ事アリ」と述べているし、朝鮮側も「漂風ノ愚民」による「呈書ノ事」があったと認めている。

以上のことから、安龍福によって鬱陵島の東にある島が于山島であり、両島とともに朝鮮国に属する領土であると主張したことが「朝鮮王朝実錄」など史料の上では確認できるのである。安龍福の鳥取藩への抗議来藩については、鳥取藩の史料を使って実情を解明し、「朝鮮王朝実錄」が所載する安龍福の供述に信頼性がないことを明らかにしたことがある（内藤「竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史」参照）。

## 5 竹島外一島之義本邦関係無之

1696年（元禄9）の幕府の渡海禁止令により、それ以後は日本人の竹島への渡航者はいなくなった。そして当然のこととして松島（現竹島）への関心もなくなつていった。もともとそれ自体としては価値のない岩島であるからには、松島だけのために渡航する者もいなかった。

ただし、石見国浜田藩が関係する会津屋八右衛門の竹島密貿易事件のように、「最寄松島へ渡海之名目を以て」竹島に出かけた事例もある。このことから、竹島は禁止されていたが、松島への渡航は何らの問題もなかつたと、川上健三は述べているが（川上前掲書、p.191）、単なる言い逃れでしかない文言をとらえて、松島渡航はつづけられていたとみることはできない。「それが、あわびやあしかの漁場として価値あることを承知していた鬱陵島民等が、時に応じてこれを利用開発していた」などということは、リスクの大きい遠洋航海であることを考えると、江戸期ではありえないと思っている。

明治維新後になって、新政府は朝鮮国に外務省官員を派遣して内情を調査さ

せ、1870年（明治3）4月に「朝鮮国交始末内探書」と題する報告を受ける。そのなかに「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」があり、「松島ハ竹島ノ隣島ニテ、松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書函モ無之、竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ爲差遣シ候処……」と記し、竹島、松島がともに朝鮮国領であると報告している。「元禄度後」とは元禄年間の竹島一件以降ということで、竹島のみならず松島についても言及していることは重要である。竹島、松島はワンセットのものとして認識されているのである。

次いで明治政府は、相次ぐ竹島（松島）開発申請に対処する必要に迫られる。1876年（明治9）青森県人武藤平学の「松島開拓議」、千葉県人斎藤七郎兵衛の「松島開拓願」、翌年の島根県人戸田敬義の「竹島渡海願」である。ここでの松島、竹島は、同じ鬱陵島のことであるが、シーボルト系地図によった武藤と斎藤は松島といい、戸田は江戸期以来地元で呼んでいた竹島の名稱を使ったのである。

18世紀後半から19世紀にかけての時期、西洋諸国の船が日本海に入り、既刊の海図にのっていない竹島、松島を見出して、それぞれが島に新しい名稱をつけていった。その一つがアロウ・スミスの「日本図」で、竹島をアルゴノート、松島をダジュレーと呼んだ。これを長崎にいたシーボルトが、アルゴノートを松島、ダジュレーを竹島と記したことから、日本でも鬱陵島の竹島が松島に、松島が竹島になってしまう。

その後、竹島についてはリアンクール岩、ホーネット・ロックと命名され、欧米の地図や海図でも使用され、日本でも19世紀末の時期ではリヤンコ島、あるいはランコ島と呼ばれるようになる。鬱陵島はダジュレー、または松島である。

こうした島名の混乱があるなかで、政府外務省としても松島、竹島の実情について討議が行われ、関係する島根県に照会することと、船を出して調査することが決められた。

1876年（明治9）、竹島外一島調査の件が島根県に照会された。島根県では、米子の大谷・村川両家の史料から概要を推察すると、その位置は隱岐国の西北にあり、山陰の西部に含めてもよいように思われるが、地籍編入については如

何取計うがよいかと、10月16日付で内務省に伺うかたちで回答した。

内務省でも独自の調査を実施して、竹島外一島は日本領土ではないとする結論を出した。しかし「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるとして、1877年（明治10）3月に太政官の決裁を求め、右大臣岩倉具視、参議大隈重信、寺島宗則、大木喬任の同意を得て、「竹島外一島本邦關係無之義」の原案をそのまま可決承認した。島根県へは4月9日に、「日本海中竹島外一島属否ノ事……本邦關係無之旨」を指令してきた（稿本『島根県歴史・政治部』）。

海軍省水路局による実測調査は、1880年（明治13）9月に軍艦天域を派遣して行われ、「其地（松島）即チ古来ノ鬱陵島ニシテ、其北方ノ小島竹島ト号スル者アレ共、一個ノ巖石ニ過サル旨ヲ知リ、多年ノ疑義一朝冰解セリ」と結論づけたと、北島正誠『竹島考證』は記している。

こうして日本政府は、鬱陵島の竹島はもとより、松島（現竹島）についても、その領有権を放棄したのである。

## 6 大韓帝国勅令による鬱島郡石島

日本で江戸期以降呼ばれてきた松島は、明治10年代以降ではその名を鬱陵島に取られ、欧米名そのままのリアンクール列岩、リヤンコ島などと稱されて、名稱からいっても日本領としての認識はなかったと思われる。海軍水路部当局も、1894年（明治27）、99年版でリアンコールト列岩を朝鮮領と認識していたことを示している。

そうしたなかでの1900年（光武4、明治33）10月25日の大韓帝国勅令第41号では、鬱陵島を鬱島と改稱し、島監を郡守に改めた。そして鬱島郡は鬱陵全島と竹島、石島を管轄するとした。竹島と言うのは、鬱陵島のすぐ近くにある竹嶼島で、石島が現在の独島に当るとされている。

このことについての韓国側の説明は、その当時鬱陵島民の多くが全羅道の出身者で、全羅道方言では、石（トル）を独（トク）と發音することからトル島がトク島になったという。ハングルを漢字表記するにあたり、中央政府が石島としたわけで、發音通りならば独島になるという（慎鑑慶『史的解明 独島／竹島』p. 137）。

このことに関連して、1904年（明治37）9月25日の軍艦新高の航海日誌が、松島においてリヤンコルド岩実見者より聴取した情報として「リアンコルド岩、韓人之ヲ独島ト書シ、本邦漁夫ラ略シテリヤンコ島ト呼稱セリ」と記しているように、韓人は漢字では「独島」と書いていたのである。

このように、石島が独島であり、鬱島郡に所属する島であることを認識していた。だからこそ、1906年（明治39）に島根県の神西部長ら一行が島に立ち寄って、リヤンコ島の日本領土編入のことを郡守の沈興沢に告げた時、郡守は本郡所属の独島が日本領にされたことに驚き、江原道庁に報告して対処を求めたのであった。

## 7 リヤンコ島の日本領土編入

1900年の大韓帝国勅令は、石島すなわち独島（リヤンコ島）を韓国領土としていた。そうすると、1905年（明治38）のリヤンコ島の日本領土編入は「無主地先占」というわけにはゆかなくなる。

この当時、日本政府関係者がリヤンコ島が韓国領であることを知らなかったとは思われない。地理学者の田渕友彦の『韓国新地理』（東京博文館、1905年）のなかでは、江原道鬱陵島の項目で「ヤンコ島」として記している。また、日本政府にリヤンコ島の貸下願を提出しようとした中井養三郎は、「此の島を朝鮮の領土なりと思考して」（『島根県誌』1923年）、「リヤンコ島を朝鮮の領土と信じて」（『隱岐島誌』1933年、奥原碧雲『竹島及鬱陵島』1907年）、韓国政府に貸下請願を行うつもりで上京したのである。

中井の請願を受けた内務省地方局は、「韓国領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ、環視ノ諸外国ニ我が韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムル」といて、願い出を却下した。しかし、外務省の山座円次郎政務局長は「時局ナレハコソ其領土編入ハ急務」といて、農商務省牧朴真水産局長、海軍省肝付兼行水路局長らと協議、内務・外務・農商務の三大臣に宛て「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を提出させた。海軍省の肝付局長は「肝付將軍斷定ニ賴リテ本島ノ全ク無所屬ナルコトヲ確カメタリ」であり、さらに中井が前年から同島でアシカ漁を始めたことをもって、「同島經營ニ從事セルモノアル

以上ハ」といって、無主地先占の理論を適用して領土編入を提案する。

1905年（明治38）1月28日の閣議決定は、次のように述べている。

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ關スル件ヲ審査スルニ……無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタルト認ムヘキ形跡ナク、……明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認メ、之ヲ本邦所属トシ……」

その島が無人島であることは事実であるが、所属不詳というのは一方的な独断である。日本での閣議決定の5年前になる1900年には、大韓帝国勅令が公布されていることは前述した通りである。また、中井養三郎が移住して漁業に従事していたというのは、事実とは異なっている。中井は菰葺小屋を仮設して、アシカの漁期にだけ出漁していたもので、「移住」などといえる実態ではなかったわけで、軍艦対馬の報告も、十日間ばかりの「仮居」であったという。

しかし日本政府は、ここで領土編入について、歴史的に日本領土であったものを、近代国際法の形式に即して領有意思を確認して公示したものといっている。そして当時の日本の慣行に従って、閣議決定したものを府県で告示する方法で十分であるという考え方である。これに対して韓国政府は、領土編入の当時は韓国領であり無主地ではなかった、韓国政府への通報もなく、先占は無効であると反論している。

ここで歴史的に日本領土であったというのには、果して日本に領有意識があったかどうか、疑問が残るところである。まず第1に、その島名についてで、歴史的には鬱陵島の竹島に対して松島と呼んでいたことを忘れ、フランスの捕鯨船が命名したリヤンクール岩（リヤンコ島）を島名にして、領土編入の手続きをとったことである。日本の固有領土という以上は、日本名を使うべきではないだろうか。このリヤンクール岩の名稱は、日本海海戦の状況報告でも使われているし、1945年以降にも使用される。

第2に、新島の命名にあたって、島根県内務部長から意見を求められた隱岐島司が、歴史的背景を無視して鬱陵島を竹島と呼んでいるのは「誤稱」であり、

海図では松島となっているので、新島は竹島と命名すべしと回答したことについてである。鬱陵島を松島と呼んでいたのは幕末のシーボルト系地図だけであり、島司の命名理由からすれば、竹島ではなく松島とすべきであった。しかし島司の誤解について島根県庁内では誰からも異論が出されず、島司の回答の通り竹島ということで島根県から内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのであった。リヤンコ島について理解が如何に稀薄なものであったかを示す事例である。

## 9 竹島をめぐる残された問題

1945年（昭和20）、日本の敗戦による戦争終結により、竹島問題は新しい局面を迎えることになる。

大戦末期の1943年に、米・英・中3か国首脳によるカイロ宣言が発せられ、戦後の日本領土についての対処方針が示された。そこでは、(1)第一次世界大戦で奪取した太平洋の島嶼、(2)中国より盗取した満州、台湾などの中国への返還とともに、(3)「暴力及貧欲に依り日本国が略取した又他の一切の地域」の放棄が求められた。

次いで日本が降伏するにあたって受諾したポツダム宣言で、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルヘク、又日本国ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国、並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」と規定された。

いうところの「諸小島」については、1946年（昭和21）1月29日の連合国総司令部SCAPIN 677「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」において、日本政府の行政権の行使が停止される特定地域のなかに、鬱陵島、濟州島とともに竹島が、朝鮮関係として含まれていた。

つづいて同年6月22日には、いわゆるマッカーサーラインにかかる「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」が、SCAPIN 1033として発せられ、竹島はその操業許可区域の外に置かれ、日本船舶の竹島への接近が禁止された。

しかし1952年（昭和27）4月25日にはマッカーサーラインが廃止される。そしてその3日後の4月28日には対日平和条約が発効する。同条約では、日本から分離すべき朝鮮の島として、濟州島、巨文島、鬱陵島があげられたが、竹島

は除外されていた。このため日本側では、竹島は日本領土になったという認識をもったのに対して、韓国側は、SCAPIN 677の条項と矛盾するはずがなく、実質的には変更していないと主張して対立する。

問題は、連合国を主導して対日平和条約の締結を図ろうとしていたアメリカの姿勢にある。

対日平和条約が日米安全保障条約と同時に締結されたことにみられるような、アメリカの極東戦略とそのなかでの日本の位置づけと役割への期待である。1949年9月にはソ連が原爆の保有を発表し、10月には親米的な中華民国に代って中国共産党による中華人民共和国が成立する。そして1950年6月には朝鮮戦争がはじまり、米ソ対立の冷戦は極東にも広がった。そうした状況を背景にして、アメリカでは対日講和促進の気運が高まり、国務省顧問のダレスに対日講和予備交渉を開始させる。アメリカは「平和国家日本」に固執して再軍備に消極的な日本を味方につけることを考えていたのである。

それは、川上健三の言葉を借りれば、「極東における秩序の安定を目途」にして、対日平和条約の草案作成の作業が進行している時であった。アメリカを中心に各国で作成された草案については、アメリカ国立公文書館の外交文書集から関係記録を摘出して整理した塙本孝の「平和条約と竹島（再論）」（『レフアレンス』1994年3月号）が詳細である。

そこで明らかにされたことは、対日平和条約草案のうちで、1949年11月2日付草案までは、リアンクール岩（竹島）は朝鮮領とされていたものが、それを見た駐日米国政治顧問シーボルトが国務省に意見書を提出して、リアンクール岩の帰属についての再考を勧告した。そこでは、「この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象及びレーダー局を想定するかもしれない」と記してあった。この提案にもとづいて国務省は、1949年12月29日付草案から、日本が保持する島として竹島が加えられることになるのであった。

アメリカの対日平和条約草案が、韓国政府に交付されるのは1951年3月であった。これに対して同年7月19日付の国務長官宛の公文で、韓国政府は独島（竹島）を日本から放棄する島として条約草案に明記するよう要請した。一度

は認めながら日本のまき返しにあって、8月10日付の公文でもってその要請を拒否し、「独島、または竹島ないしはリアンクール岩として知られる島に関しては、我々の情報によれば、朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隱岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」と回答した。

ここでの「我々の情報」とは、日本政府外務省が提供したものである。それが如何なる内容のものかはわからないが、上述の文言からすれば歴史的事実を無視した一方的な内容のものであったことは十分に想像できる。しかも情勢は日本に有利であった。1951年7月からは朝鮮戦争の休戦会議が開始されたといふものの、韓国の国内は戦争の混乱により不安定の状況であった。代って日本は、朝鮮特需で経済再建の足がかりをつくり、日米経済協力をうたい、米軍の駐留による集団安全保障のもとで再軍備の道を歩みはじめ、アメリカの極東戦略において重要な役割を果たすことが期待されていた。

平和条約草案の領土条項に独島が欠落しているのを知って、韓国は当然のこととして反発したと思われるが、その詳細はわからない。慎鑑慶の『史的解明

独島／竹島』では、SCAPIN 677を記すだけで、この問題についての言及はない。金学俊の『独島／竹島 韓国の論理』は、8月10日付国務省公文を紹介しながら、「日本はこの答信を愛用している」とコメントしているだけである。そして背景説明として当時の駐日アメリカ政治顧問シーボルトを通じて、日本側が持続的に要請した結果であるという。アメリカに対する日本外交の「勝利」とみるべきものであろうか。いずれにしても韓国は納得して引き下ったわけではない。

1951年当時、韓国政府外務部政務局長であった金東祚『韓日の和解』では、アメリカは韓国側が要求した独島を条約に明記することは受け入れなかつたが、同時に日本領土の範囲から明白に除外し、独島が韓国領土であることを「默示的に承認した」と述べている。それが事実であるとすれば、アメリカのダブルスタンダードが、日韓両国に対立抗争の火種を残したことになる。

ともあれ、アメリカ主導のもとに対日平和条約草案はつくられた。関係条文は、「日本国は、朝鮮の独立を承認し、濟州島、巨文島、および鬱陵島を含む

朝鮮に対するすべての権利、権原、および請求権を放棄する」というものであった。

たしかにこの規定には、竹島をどうするかについては何も記していない。したがって、その解釈をめぐって日韓両国では異なる解釈をすることになる。アメリカのダブルスタンダードとでもいべきあいまいな態度が結果したものである。

條約草案をまとめる過程では、1951年4月7日付のイギリスの案では、経度緯度により線引きをして日本が保持する島を特定する方式が主張されていた。竹島はその線の外側に位置づけられていたものである。この案を支持したニュージーランドは、「主権紛争を残さないようにすることを確保する必要性」を述べていた。しかしあメリカは、これに反対して日本を柵の中に囲い込むように見えるという心理的不利益があるといって、日本が主権を放棄する領域だけを挙げることで合意し、最終案をまとめたという（塚本孝前掲論文）。

こうして対日平和条約では、竹島についての明文規定がなされなかつたために、川上健三としても竹島問題は未解決といわなければならなかつたのである。そして川上は、固有領土論を主張するわけであるが、本稿で明らかにしたように、歴史的事実は日本の固有領土主張を否認するものであった。

#### 〈参考文献〉

- 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1966年)
- 梶村秀樹「竹島＝独島問題と日本国家」(『著作集』第1巻明石書店、1992年)
- 大西俊輝『日本海と竹島』(東洋出版、2002年)
- 塚本孝「平和条約と竹島（再論）」(『レファレンス』1994年3月号)
- 慎鑑慶『史的解明 独島／竹島』(インター出版、1997年)
- 金学俊『独島／竹島 韓国の論理』(論創社、2004年)
- 金東祚『韓日の和解』(サイマル出版会、1992年)
- 内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』(多賀出版、2000年)